

平成27年第4回若狭町議会定例会会議録（第1号）

平成27年9月4日若狭町議会第4回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（15名）

1番	渡辺英朗君	2番	島津秀樹君
3番	辻岡正和君	4番	坂本豊君
5番	今井富雄君	6番	原田進男君
7番	北原武道君	8番	福谷洋君
9番	武田敏孝君	11番	清水利一君
12番	藤本勲君	13番	大塚季由君
14番	小堀信昭君	15番	小林和弘君
16番	松本孝雄君		

2. 欠席議員

なし

3. 欠員（1名）

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 藤本 齊 書記 北清水 佳代

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	森 下 裕	副 町 長	中 村 良 隆
教 育 長	玉 井 喜 廣	会 計 管 理 者	蓮 本 直 樹
総 務 課 長	中 村 俊 幸	政 策 推 進 課 長	森 川 克 己
税 務 住 民 課 長	橋 本 清 考	環 境 安 全 課 長	深 水 滋
教 育 委 員 会 長	木 下 忠 幸	福 祉 課 長	小 堀 勝 弘
事 務 局 長	西 川 英 之	健 康 課 長	高 橋 久 直
上 中 病 院 事 務 長 心 得	谷 口 壽	水 道 課 長	北 野 美 喜 雄
建 設 課 長	森 下 精 彦	パ レ ア 文 化 課 長 心 得	飛 永 恭 子
産 業 課 長	泉 原 功	歴 史 文 化 課 長	永 江 寿 夫

6. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 報告第 8号 平成26年度若狭町水道事業会計継続費精算の報告につ

- いて
- 日程第 4 報告第 9 号 平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 日程第 5 報告第 10 号 平成 26 年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第 6 認定第 1 号 平成 26 年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 認定第 2 号 平成 26 年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中病院事業会計決算の認定について
- 日程第 8 議案第 47 号 若狭町梅育の推進に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 48 号 若狭町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 49 号 若狭町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 50 号 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業実施計画の策定について
- 日程第 12 議案第 51 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第 13 議案第 52 号 平成 27 年度若狭町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 14 議案第 53 号 平成 27 年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 54 号 平成 27 年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 議案第 55 号 平成 27 年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 議案第 56 号 平成 27 年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 18 議案第 57 号 平成 27 年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 議案第 58 号 平成 27 年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 議案第 59 号 平成 27 年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 議案第 60 号 平成 27 年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 22 議案第 61 号 平成 27 年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第 1 号）

- 日程第 2 3 議案第 6 2 号 平成 2 7 年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 4 議案第 6 3 号 平成 2 7 年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 5 議案第 6 4 号 町道路線の廃止について
- 日程第 2 6 請願第 6 号 TPP 交渉に関する請願
- 日程第 2 7 陳情第 1 号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について

(午前 9時25分 開会)

○議長（清水利一君）

開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、招集されました平成27年第4回若狭町議会定例会の開会にあたり、議員各位には、万障繰り合わせの上、御出席をいただきましたことを心よりお礼申し上げます。

本定例会に提出されます議案については、平成26年度一般会計ほか各会計の決算の認定、平成27年度各会計の補正予算及び条例の制定等が主なものであります。議員各位には十分な御審議をお願いするものであります。

さて、朝夕涼しくなりましたが、稲の刈り取りが本格化する中、まだまだ暑い日が続くことも予想されますので、議員各位には、健康には十分御留意され、本定例会の円滑な運営に御協力賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

日程に先立ち、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査、平成26年度5月分及び平成27年度5月分、6月分、7月分の結果報告書がお手元に配付のとおり報告されています。

次に、地方自治法第121条の規定により、議案説明者として、森下町長、中村副町長、玉井教育長、蓮本会計管理者、中村総務課長ほか各担当課長等の出席を求めました。

また、平成26年度各会計の決算審査意見に関する説明を求めめるため、中西監査委員の出席を求めています。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

ただいまの出席議員数は15名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、平成27年第4回若狭町議会定例会を開会します。

町長より発言を求められていますので、これを許します。森下町長。

○町長（森下 裕君）

皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成27年第4回若狭町議会定例会を招集をさせていただきましたところ、全員の皆さんの御出席をいただきまして、心から厚くお礼を申し上げたいと思います。

先ほども議長からお話がありましたように、町内では稲の刈り取りも始まりまして、秋の気配を感じる昨今の状況でございます。先月26日には、NHK「夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会」が若狭さとうみパークで実施をされました。台風の影響を心配

をいたしました。当日は、青空ものぞく爽やかな天気のもとで、子供から大人まで、1,200人もの方々に体操を楽しんでいただきました。また、2018年開催の「福井しあわせ元気国体」におきましても町内外に大きなアピールができたものと思っております。

9月に入りまして、今月の22日には、第6回を数えます若狭町まつり「若祭」を開催させていただきます。「若祭」は、住民の融和と豊かな食をテーマとして、歴史や文化など若狭町の魅力をPRする観光イベントとして、若狭町まつり実行委員会が主体となって、町民参加型の祭りとして取り組んでおります。当日は、縄文ロマンパークを中心に、今年3月にオープンいたしました道の駅「三方五湖」でもさまざまなイベントが用意をされております。ぜひ、たくさんの皆さんの御来場、御参加をお願いするところであります。

また、現在、若狭町におきましては、国が強力で進めております「まち・ひと・しごと地方創生」に関する取り組みを積極的に行っております。具体的には、「若狭町総合戦略」の10月中の策定を目指し、庁舎内に総合戦略推進本部を設置し、関係各課によるプロジェクトチームと連携して策定を進めております。また、各専門分野の方々で構成された住民会議やワーキンググループからも意見をお伺いし、熱心に協議させていただきます。

さらに、先月末までには、今年度、国から上乘せして交付される地方創生に関する交付金の事業計画書を提出させていただきました。まず、先行的に実施される事業費1,000万円程度の事業につきましては、1つ目「空き家の活用」、2つ目「地域の拠点づくり」、3つ目「次世代の就農リーダー育成」といった、若狭町がこれまで先駆的に力を入れてきた事業を、今後より強力で進める内容として、今議会に補正予算として計上させていただきます。

また、全国的にも特に先駆的で広域的な取り組みについて、国から支援いただける事業として、日本遺産の認定を受けた熊川宿、また年稿で世界的にも注目を浴びている三方五湖、これらを中心として若狭町の歴史や自然遺産を十分に活かし、地域の活性化や交流人口の拡大につなげる事業として、現在、国に8月31日に申請をいたしましたところであります。

今年度は、5年に一度の国勢調査の年でもあります。今月からは本格的に調査が開始をされます。人口減少対策は、我が町にとりましても最重要課題の一つです。この重要かつ困難な課題に立ち向かうため、住民の皆さんをはじめ、集落、地域づくり協議会、そして町など多くの方々から知恵を出し合い、手を取り合って取り組んでいく必要がある

と考えております。今後とも、議員各位をはじめ、町民の皆さんの御協力を切にお願い申し上げたいと思っております。

さて、本定例会に提案いたします案件は、平成26年度若狭町水道事業会計継続費精算の報告、平成26年度決算に基づく健全化判断比率の報告、平成26年度決算に基づく資金不足比率の報告、平成26年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定、平成26年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中病院事業会計決算の認定、また、各種条例の制定や一部改正に関する事、事業実施や整備計画の策定、さらに、平成27年度若狭町一般会計、特別会計、企業会計予算の補正、町道路線の廃止など、23件の案件をお願いいたしております。

議員の皆さんには、十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願いを申し上げます。私からの開会にあたりましての御挨拶といたします。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（清水利一君）

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、8番、福谷 洋君、9番、武田敏孝君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（清水利一君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日9月4日から9月25日までの22日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月25日までの22日間に決定しました。

～日程第3 報告第8号から日程第5 報告第10号～

○議長（清水利一君）

日程第3、報告第8号「平成26年度若狭町水道事業会計継続費精算の報告について」、日程第4、報告第9号「平成26年度決算に基づく健全化判断比率の報告について」、

て」及び日程第5、報告第10号「平成26年度決算に基づく資金不足比率の報告について」の3件を一括して報告願います。森下町長。

○町長（森下 裕君）

ただいま一括上程されました報告第8号から報告第10号の3件の報告につきまして提案理由の説明を申し上げます。

まず、報告第8号「平成26年度若狭町水道事業会計継続費精算の報告について」がありますが、本案は平成25年度と26年度の2カ年の継続事業で行った熊川浄水場整備事業の実設計業務に係る精算報告であり、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、継続費精算報告書を調整し、議会に御報告申し上げるものであります。

次に、報告第9号「平成26年度決算に基づく健全化判断比率の報告について」では、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、また報告第10号「平成26年度決算に基づく資金不足比率の報告について」では、同法第22条第1項の規定により、それぞれ御報告を申し上げます。いずれも基準を下回っており、財政の健全性が保たれていることを御報告申し上げます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（清水利一君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

質疑なしと認め、報告を終わります。

～日程第6 認定第1号及び日程第7 認定第2号～

○議長（清水利一君）

日程第6、認定第1号「平成26年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」及び日程第7、認定第2号「平成26年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中病院事業会計決算の認定について」の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

ただいま一括上程されました認定第1号及び認定第2号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

認定第1号及び認定第2号は、いずれも平成26年度一般会計をはじめとする各特別会計及び公営企業会計の決算認定を求めるものであります。

これらの内容につきましては、監査委員から決算審査意見書により御報告をいただいておりますので、詳細につきましては省略をさせていただき、私からは決算の概要につきまして説明を申し上げます。

まず、認定第1号「平成26年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」説明を申し上げます。

平成26年度若狭町一般会計歳入歳出決算であります。詳しい決算額及び執行状況につきましては、お配りをいたしました決算書をご覧いただきたいと思います。

一般会計における歳出決算総額は108億6,944万9,000円となりました。これらの財源としては、町税などの自主財源の確保に努めるとともに、国や県の高率補助が得られる有利な制度を最大限活用しながら財源の確保に努めた結果、歳入決算総額は112億1,373万9,000円となり、歳入歳出差引3億4,429万円を平成27年度へ繰り越すことができました。

平成26年度の財政状況を分析した指標を見てみますと、税収等の落ち込みにより財政力の強弱を示す財政力指数は0.349と前年比0.007ポイントダウンしております。また、財政の硬直性を示す経常収支比率においても92.4%と前年度に比べて2.2ポイント高くなっております。景気の上昇傾向が実感できない社会情勢の中、税収等を確保して何とか健全性を維持しているものと考えております。今後も「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の趣旨を十分認識し、健全財政の堅持に、より一層努めなければならないと考えております。

次に、11会計ある特別会計の決算であります。全ての会計で黒字決算となっており、翌年度へ財源を繰り越すことができました。

まず、「若狭町国民健康保険特別会計」「若狭町後期高齢者医療特別会計」「若狭町直営診療所特別会計」「若狭町介護保険特別会計」といった町民の皆さんの健康に関わる4つの特別会計においては、いずれの会計も保険料、国庫補助金、県補助金等、法律等で定められた財源をもって事業を推進させていただき、健全な運営を図ることができたと思っております。

次に、「若狭町簡易水道事業特別会計」「若狭町農業集落排水処理事業特別会計」「若狭町漁業集落排水処理事業特別会計」「若狭町公共下水道事業特別会計」といった上下水道関係の4つの特別会計においては、適切な維持管理に努めた結果、使用料収入や一般会計からの繰り入れをもって、収支黒字とすることができました。

また、「若狭町農業者労働災害共済事業特別会計」においては、共済の加入率では、耕作面積30アール以上については72.8%、30アール未満については76.7%

となっており、平成26年度では、農作業中の事故で負傷した8件の事故に対し医療共済金などをお支払いいたしております。

「若狭町営住宅等特別会計」では、集合住宅139戸と町営住宅63戸、公営住宅16戸の管理運営を実施しております。住宅困窮者やU・Iターン者などへの居住場所の提供を行い、一人でも多くの皆さんが本町で快適な環境に住んでいただくことに努めた結果、184万円余りを翌年度へ繰り越すことができました。

最後に、「若狭町土地開発事業特別会計」では、天徳寺のエコ住宅団地の実施設計と基盤整備をさせていただきました。

続きまして、認定第2号「平成26年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中病院事業会計決算の認定について」説明を申し上げます。

初めに、平成26年度若狭町水道事業会計決算につきましては、収益的収入が1億6,709万円、収益的支出が1億3,942万9,000円となり、純利益は2,766万1,000円となりました。資本的収支では9,853万4,000円の資金不足を生じ、その不足額につきましては、過年度損益勘定留保資金で補填をいたしております。

次に、平成26年度若狭町工業用水道事業会計決算であります。収益的収入が4,125万9,000円、収益的支出が3,724万3,000円となり、純利益は401万6,000円となりました。資本的収支では、国・県などの補助金を財源に県営河内川ダムの負担金を支出いたしました。

平成26年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計決算であります。収益的収支の状況は総収益6億8,062万9,000円、総費用7億2,443万5,000円で、当年度は4,380万6,000円の純損失となっております。

上中病院は、地域住民の健康保持のため、第一次包括医療機関として、不採算医療を担いながら、自治体病院として医療の確保と医療水準の向上という目標を果たすべく鋭意努めてまいりました。しかしながら、医療を取り巻く情勢は依然として厳しく、診療報酬や介護報酬の抑制政策、医師や看護師の確保が困難な中、病院経営は非常に厳しいものとなっております。平成26年度の事業状況は、年間延べ入院患者数が1万7,837人で、昨年より270人減少しております。また、年間延べ外来患者数におきましては2万8,306人となり、昨年より2,172人減少し、厳しい結果となりました。

以上、認定第1号及び認定第2号につきまして提案理由の説明を申し上げます。妥当なる御決議を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（清水利一君）

提案理由の説明が終わりました。

ここで、上程中の2議案について、監査委員の意見を求めます。若狭町監査委員、中西忠雄君。

○監査委員（中西忠雄君）

議長のお許しをいただきましたので、平成26年度会計決算審査における私の所見を申し上げます。

ただいま上程されました認定第1号及び認定第2号の平成26年度若狭町一般会計及び国民健康保険事業など11の特別会計並びに水道事業会計など3つの企業会計の決算につきまして、議会選出の武田監査委員と6月から7月にかけて慎重に審査をさせていただきまして、お手元に配付のとおり、その意見書を町長に提出いたしました。

なお、財政の健全化判断比率の意見につきましては、既に報告されておりますので、省略させていただきます。

決算審査にあたりましては、財政運営の執行が予算に基づき適切に処理され、かつ効率的に運営されているか、これらが住民の福祉に寄与しているか、財務に関する事務は適正に執行され、財産は適切に維持管理されているか等を主眼に置き、決算関係諸帳簿、その他必要資料の提出を求め、関係者の説明を聴取して慎重に審査を行った次第でございます。

ここで、審査概要の一端を申し上げますと、まず、一般会計については、歳入総額は112億1,373万9,000円で、歳出総額は108億6,944万9,000円となっております。前年度と比べますと、歳入では17億2,961万8,000円、約13.4%の減少、歳出では14億7,551万5,000円、約12%の減少となっております。

収支の残額から、平成27年度へ繰り越しすべき財源1,325万8,000円を除いた実質収支は3億3,103万2,000円であり、実質単年度収支は2億7,660万5,000円のマイナスであります。これは歳入の一般財源等の額が減少したのに対し、社会保障費等の増加に伴う歳出の経常的経費部分の増加などが要因と考えられます。

財政運営の状況については、財政力指数は0.349となっており、収入財源の64.7%が地方交付税や町債、国県支出金などの依存財源となっております。

また、実質公債費比率については、地方債許可団体に移行する目安とされる18%の基準値がありますが、今年度は14.9%となり、前年度対比0.6ポイント減少しております。

次に、経常収支比率は92.4%と依然として財政の硬直化傾向にあると言えます。今後においても、各指数の変動を念頭に置いた行財政運営に心がける必要があります。本町は、財源の大部分を地方交付税等に依存する財政状況であり、より一層の経常経費の節減と臨時的経費の抑制に努めていただきたいと思います。

以下については、金額を万円単位で述べさせていただきますので、御了承をお願いいたします。

歳入状況については、収入済額が112億1,374万円であり、129万円の不納欠損処理を行っていますが、収入未済額は3,181万円となっております。厳しい財政状況の中において、収納対策については、自己財源の確保を図るとともに、税の公平負担の観点においても、課税対象者の的確な把握と滞納実態に応じて厳しい対策を講じるなど、最善の努力をされることを望むものであります。

以上、全般では歳入歳出のバランスはとれているものの、今後も地方交付税など依存財源に頼る財政運営を余儀なくされることから、慎重に将来の財政計画を立て、計画的な財政運営が進められることを強く要望します。

次に、基金の状況であります。平成26年度末では、総額が29億3,116万円となっております。基金全体では前年度末より3億1,945万円の減少となっております。事業実施における基金の使用は、将来の財政を念頭に置いて慎重な運用に努めていただきたいと思います。

次に、町債の現在高については総額213億4,213万円となっております。これは元金の償還が借入額を上回ったことによるものであります。今後においても、将来の財政負担となる町債の発行には慎重を期した財政運営を願うものであります。

以上、一般会計につきまして財政状況の概要を申し上げましたが、少子高齢社会が一段と進む中、扶助費、維持補修費などの消費的経費が増加するものと考えられ、地方自治体の財政運営は厳しさを増していくものと思われれます。町民が安心して生活できる町を目指して、なお一層の健全財政の構築に努めるとともに、今後ますます多様化かつ増大する行政需要に対して適切な取り組みをされることを願うものであります。

次に、特別会計について申し上げますと、特別会計は国民健康保険会計をはじめとする11の会計があります。

各会計については、それぞれ目的に沿った運営がなされており、概ね健全でありました。

それぞれの会計について意見の一端を述べますと、国民健康保険特別会計においては、

保険給付費をはじめ、後期高齢者支援金や介護納付金等の支出は増加しております。そのため、特定検診やがん検診などの受診率をさらに向上させるとともに、国保加入者の疾患別受診状況をはじめとする各種データを綿密に分析して保健指導等を行い、重症化と発症の予防により住民の健康づくりに努めていただきたいと思います。

後期高齢者医療特別会計ですが、本会計は、高齢化社会などによる医療費の増大に対し、保険運営を安定的に継続して行うため、老人保健制度に代わる制度として開始されたものであります。本会計の医療給付も増加していくことが予想されるため、対象者の健康管理や適正受診の指導に努めていく必要があります。

直営診療所特別会計については、医師を迎えて3年が経過し、診療収入の面においても順調に増加しております。今後は、住民に最も身近な国保診療所としての役割を果たすべく、早期受診患者の確保と病診連携による適切な医療の提供に努めていただき、病気の重症化を防ぐこと等による医療費抑制に努力を願うものであります。

介護保険特別会計については、保険給付費が年々増大しており、第6期介護保険事業計画において、保険料が増額してはいるものの、さらなる介護予防策を推進し、介護給付費の抑制に努力を願うものであります。

簡易水道特別会計については、大小13カ所の広範囲にわたる水道施設を管理しているもので、管理効率の向上と安全で安定した水を供給するため、一体的、効率的な水道施設を目指した水道計画を推進されておりますが、施設の老朽化に伴う負担金等も考慮に入れた予算立ても今後検討していく必要があると考えます。今後も経営の効率化、健全化を目指した施設統合等の推進と安全で安定した水道水の供給に努力を願うものであります。

農業者労働災害共済事業特別会計は、農業労働者に対する共済制度であり、共済加入率は、耕作面積30アール以上が72.8%、30アール未満が76.7%となっております。不測の農作業事故に対処するために、引き続き制度の周知と農作業事故防止の推進を図り、健全な制度の運営に努めていただきたいと思います。

次に、農業集落排水処理事業特別会計、漁業集落排水処理事業特別会計及び公共下水道事業特別会計については、17カ所の施設が稼動しており、住民の健康で文化的な生活を確保する上で欠かすことができない施設であります。今後も引き続き各施設の適切な維持管理に努めていただくとともに、効率的な運営を願うものであります。

町営住宅等特別会計では、井崎、上瀬の専用住宅27戸、上瀬共同住宅36室、大鳥羽公営住宅16室と、あじさい団地及びサン・コーポラス瓜生の139室が対象となっており、会計の収支は185万円の歳入歳出差引残額となっております。住宅困窮者に

対する町営住宅として今後も適正な管理と健全な運営を願うものであります。

土地開発会計では、社会経済が低迷の厳しい状況にあります。現在分譲中の上瀬団地をはじめ、若王子、朝霧団地等について早期の分譲に一層の努力を願うものであります。

次に、企業会計について申し上げますと、水道事業、工業用水道事業、上中病院事業とも公営企業として重要な役割を担っており、住民及び企業の期待に沿った健全な運営が望まれております。

水道事業では、給水人口は微減でありましたが、年間給水量は前年比7.9%の減少となっております。これは漏水対策の結果、給水量が減少したものと考えられ、今後も施設の維持管理に努力を願うものであります。会計収支において、純利益は2,766万円となっております。今後は、将来の水源計画、施設整備を見据えながら、健全経営を進めていただくよう望むものであります。

次に、工業用水道事業は、若狭中核工業団地内の企業7社に工業用水を供給しており、契約水量は1日あたり1,820立方メートルであります。収益的収支では402万円の純利益となっております。今後も受水企業の需要計画に沿い、良質で安定した用水の供給に努めるとともに、河内川ダム用水の利用を念頭に入れた事業運営を望むものであります。

次に、上中病院事業についてであります。医療費抑制政策や医師の確保など、医療を取り巻く厳しい環境の中、患者数については減少の状況にあります。収益的収支では、患者数の減少が要因となり、医業収益は前年に比べ1,624万円、2.8%の減収となり、厳しい病院経営の状況にあります。しかし、住民の健康を担う自治体病院として、町民への適切な医療の提供に心がけるとともに、保健・福祉との連携のもと、訪問診療や訪問看護、訪問リハビリなどの在宅医療の充実を図りながら、病院の機能形態、運営形態の見直しを図り、長期的展望に立った経営に一層の努力を望むものであります。

以上、各会計決算の概要を述べさせていただきましたが、一般会計をはじめ特別会計、企業会計においても町税や使用料等の収入未済額があり、徴収については、関係課を中心に努力されているところではありますが、地方財政にとって自主財源の確保が今後ますます重要になります。

滞納者に対しては、各会計の重要性、公平負担の原則について理解を求めるとともに、各会計の健全運営のために、さらなる収納体制の強化と厳正な滞納処理を進めていただきたいと考えております。

以上、平成26年度若狭町の一般会計及び特別会計並びに企業会計、それぞれの決算

審査における所見を述べさせていただきましたが、各会計につきましては、いずれも正確、かつ適正に会計処理がなされていたことをここに御報告申し上げます。

以上、決算審査に関するこの意見書を十分お目通しいただきまして、各会計決算の認定に対し、妥当なる御決定をお願い申し上げますとともに、今後の若狭町の発展と住民の皆様の幸せを願ひまして、決算審査に関する私の意見とさせていただきます。

○議長（清水利一君）

これより、質疑を行います。

上程中の2議案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております認定第1号及び認定第2号の2議案については、会議規則第38条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております2議案については、議案付託表のとおり予算決算常任委員会へ付託することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩します。

（午前10時11分 休憩）

（午前10時12分 再開）

○議長（清水利一君）

再開します。

～日程第8 議案第47号から日程第12 議案第51号～

○議長（清水利一君）

日程第8、議案第47号「若狭町梅育の推進に関する条例の制定について」から日程第12、議案第51号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」までの5議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、ただいま一括上程をされました議案第47号から議案第51号までの5議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第47号「若狭町梅育の推進に関する条例の制定について」であります。本案は将来における梅産業の発展及び梅の消費拡大並びに町民の健康増進を図ることを目的として、梅と食を基本とした取り組みを推進するために制定させていただくべく上程するものであります。

次に、議案第48号「若狭町個人情報保護条例の一部改正について」及び議案第49号「若狭町手数料徴収条例の一部改正について」であります。いずれの案につきましても、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い条例の改正が必要になりましたので、提案申し上げる次第であります。

次に、議案第50号「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業実施計画の策定について」であります。本案は生産基盤と大区画圃場の整備による低コスト化へ多様な担い手の育成を促進し、農用地利用の高度化及び農業経営の安定を図るため、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業を施行したく、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第51号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」であります。本案は辺地対策事業債の発行及び措置のため、公共施設の総合整備計画を策定する必要がありますので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、一括上程されました5議案につきまして説明を申し上げました。十分なる御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（清水利一君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の5議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております5議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております5議案については、議案付託表のとおり総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第13 議案第52号から日程第24 議案第63号～

○議長（清水利一君）

次に、日程第13、議案第52号「平成27年度若狭町一般会計補正予算（第3号）」から日程第24、議案第63号「平成27年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計補正予算（第1号）」までの12議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

ただいま一括上程されました議案第52号から議案第63号までの12議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第52号「平成27年度若狭町一般会計補正予算（第3号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億1,325万6,000円を追加し、予算の総額を106億8,820万4,000円とするものであります。

歳出の主なものは、総務費では、若狭瓜割エコビレッジ推進事業に720万円、次世代就農リーダー育成事業に500万円、財政調整基金の積立金に1億6,600万円、一般諸費事業に950万円など、合わせて2億101万1,000円を計上いたしました。

民生費では、ふれあい保育事業に291万9,000円、明倫保育所改修事業に2,125万9,000円など、合わせて2,781万5,000円を計上いたしました。

衛生費では、高齢者予防接種事業に176万8,000円、一般廃棄物処理施設運営事業に165万円など、合わせて342万9,000円を計上いたしました。

労働費では、シルバー人材センター事業費に66万円を計上いたしました。

農林水産業費では、農業費で若狭町梅振興ビジョン推進事業に4,000万円、水田園芸促進補助事業で2,294万3,000円を計上したほか、農地集積・集約化対策事業に1億5,050万円などを計上させていただいております。

林業費では、森林整備加速化・林業再生事業に611万円、林業維持費に500万円などを計上させていただいております。

水産業費では、水産振興対策事業に1,000万円を計上させていただきました。その結果、農林水産業費では2億4,282万7,000円の増額となっております。

商工費では、企業誘致促進事業に2,090万円、地域振興商品券事業に244万8,000円の合わせて2,334万8,000円を計上しております。

土木費では、除雪対策事業に6,979万9,000円を計上するとともに、道路維持補修修繕事業に1,560万円、みんなでつくる原材料支給事業に450万円など、合わせて9,389万9,000円を計上させていただきました。

教育費では、給食センター費に540万円、学校施設老朽化対策先導事業に283万円、公民館総務事業に440万円を計上するなど、合わせて1,746万7,000円を計上いたしました。

災害復旧費では、林業施設災害復旧費に280万を計上させていただきました。

歳入では、普通交付税が1億3,491万8,000円、繰越金が2億3,103万1,000円の増額とさせていただいております。そのほか、国庫支出金、県支出金、並びに基金繰入金などで収支の均衡を図らせていただきました。

次に、議案第53号「平成27年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,942万1,000円を追加し、予算の総額を21億4,012万4,000円とするものであります。

歳出では、平成26年度事業の精算による国庫などの返還金に1,811万円を計上するほか、前年度繰越金を財源に基金積立7,131万1,000円を計上させていただきました。

次に、議案第54号「平成27年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ11万6,000円を追加し、予算の総額を1億6,437万5,000円とするものであります。

歳出では、福井県後期高齢者医療広域連合への納付金及び保険料還付金を計上させていただきました。

次に、議案第55号「平成27年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,030万4,000円を追加し、予算の総額を1億524万4,000円とするものであります。

歳出では、前年度繰越金を財源に基金積立2,030万4,000円を計上させていただきました。

次に、議案第56号「平成27年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,865万7,000円を追加し、予算の総額を19億2,505万1,000円とするものであります。

介護保険事業勘定における歳出では、平成26年度事業の精算による国及び県などへの返還金に4,545万6,000円を計上するほか、前年度繰越金を財源に基金積立2,080万5,000円を計上させていただきました。

また、介護保険サービス事業勘定における歳出では、介護予防プラン策定委託に90万2,000円を計上するほか、前年度繰越金を財源に基金積立に149万4,000円を計上させていただきました。

次に、議案第57号「平成27年度若狭町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」がありますが、既定の歳入歳出予算の総額に2,031万5,000円を追加し、予算の総額を1億7,650万9,000円とするものであります。

歳出では、前年度繰越金を財源に基金積立2,031万5,000円を計上させていただきました。

次に、議案第58号「平成27年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第1号）」がありますが、既定の歳入歳出予算の総額に12万1,000円を追加し、予算の総額を224万6,000円とするものであります。

歳出では、前年度繰越金を財源に基金積立12万1,000円を計上させていただきました。

次に、議案第59号「平成27年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」がありますが、既定の歳入歳出予算の総額に929万4,000円を追加し、予算の総額を4億693万8,000円とするものであります。

歳出では、農業集落排水施設管理費に260万円を計上するほか、前年度繰越金を財源に基金積立669万4,000円を計上させていただきました。

次に、議案第60号「平成27年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」がありますが、既定の歳入歳出予算の総額に1,378万8,000円を追加し、予算の総額を5億6,009万9,000円とするものであります。

歳出では、公共下水道施設管理費に210万円を計上するほか、前年度繰越金を財源に基金積立1,168万8,000円を計上させていただきました。

次に、議案第61号「平成27年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第1号）」がありますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ184万5,000円を追加し、予算の総額を1億1,863万8,000円とするものであります。

歳出では、町営住宅管理事業として184万5,000円を計上させていただいております。

次に、議案第62号「平成27年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）」がありますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,331万3,000円を追加し、予算の総額を1億5,672万8,000円とするものであります。

歳出では、天徳寺住宅団地造成に300万円計上するほか、予備費に1,031万3,

000円を計上させていただいております。

次に、議案第63号「平成27年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計補正予算（第1号）」であります。資本的支出において、病院改修工事に係る経費2,542万2,000円を計上するもので、財源といたしましては国からの補助金364万5,000円とし、不足する額2,177万7,000円は過年度分損益勘定留保資金を充当しております。

以上、一括上程をされました12議案につきまして説明を申し上げました。十分なる御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。よろしく願いをいたします。

○議長（清水利一君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の12議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております12議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております12議案については、議案付託表のとおり予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第25 議案第64号～

○議長（清水利一君）

次に、日程第25、議案第64号「町道路線の廃止について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

ただいま上程されました議案第64号「町道路線の廃止について」であります。本案は三宅地係町道3523号線について廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願いを申し上げまして、

提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（清水利一君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第64号「町道路線の廃止について」は、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

異議なしと認めます。よって、町道路線の廃止については、議案付託表のとおり総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第26 請願第6号及び日程第27 陳情第1号～

○議長（清水利一君）

次に、日程第26、請願第6号「TPP交渉に関する請願」及び日程第27、陳情第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書採択について」の2件を一括議題とします。

本日までに受理した請願、陳情は、お手元に配付してあります請願文書表及び陳情文書表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託しましたので報告します。

お諮りします。

議案審査のため、明日5日から9月8日までの4日間、休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清水利一君）

異議なしと認めます。よって、明日5日から9月8日までの4日間、休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会します。

（午前10時35分 散会）

上記会議の経過は、事務局長が記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員